

公 示 日 :2022 年 6 月 22 日(水)

調達管理番号:22a00298

国 名 :スリランカ

担 当 部 署 :ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

調 達 件 名 :スリランカ国女性のエンパワーメントのための女性組織強化プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

(1)担 当 業 務 :評価分析

(2)格 付 :3～4号

(3)業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2022 年 8 月上旬から 2022 年 10 月上旬

(2)業務人月:現地 1.0、国内 0.50、合計 1.5

(3)業務日数:	準備期間	現地業務期間	整理期間
	5 日	30 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部

(2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部

(3) 提 出 期 限 : 2022 年 7 月 6 日(水) (12 時まで)

(4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

☆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン
(2022 年 4 月)」別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる
競争手続き

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しております
ので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

☆ 評 価 結 果 の 通 知 : 2022 年 7 月 20 日(水) までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	スリランカ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

スリランカ民主社会主義共和国（以下、「スリランカ」という。）では、洪水、地滑り、干ばつなどの自然災害の影響によって、スリランカの女性や少女を含む脆弱なコミュニティの安全や安心を脅かされてきた。災害によってより脆弱性が増し、特にジェンダーに基づく差別や社会規範が根強い地域では、社会的・経済的な悪影響は、特に女性と少女にとってより深刻となっている。さらに、近年の COVID-19 の大流行により、女性や少女の生活は深刻な影響を受けている。スリランカでは、女性の仕事の多くは低賃金で労働条件や環境が悪く(エディス・コーワン大学,2011)、COVID-19 によって経済状況が悪化すると、女性が優先的に解雇されたり給与が減額されたりする。2019 年に国勢調査統計局が実施した「女性の幸福度調査」によると、スリランカ女性の 20.4%が DV を受けていると報告されており、COVID-19 による外出禁止令や国全体のロックダウンによって、女性に対する暴力や虐待が

増加する傾向にある。更に 2022 年の政治経済の混乱では食料品の値段は前年より 3 割上昇、消費者物価指数は 2022 年 3 月から 1 か月で約 15% 上昇（スリランカ統計局）、電力不足による停電、解雇も起こり、深刻な状況にある。

スリランカ政府は、農村部における女性の地位向上の促進を国の開発政策の中で取り組むべき重要課題の一つとしており、25 県と 332 郡に女性開発官（Women Development Officer、以下「WDO」という）を配置し、関連プログラムの実施や必要なサービスの提供をしている。さらに、国連安全保障理事会決議 1325 号「女性、平和及び安全保障」に基づき、紛争地や災害地における女性の平和と安全を促進するための最初の決議として、女性の経済的自立、教育、健康、ジェンダーに基づく暴力の排除、女性の政治参加を促進するための努力を強化する国家行動計画の策定を進めているところである。男女平等と女性のエンパワメント推進を担当する女性子供・未就学及び初等教育・学校インフラ・学校サービス担当国務省（State Ministry of Women and Child Development Primary and Pre School Education, School Infrastructure and Education Services、以下「SMWCD」という）では、同省内の一部局である女性局が女性の生活と地位を向上させるための女性世帯主の経済的・社会的地位の向上、ジェンダーに起因する暴力の防止、平等の実現を主要分野とするプログラムを実施している。

女性局の下で WDO は、自助グループである女性行動協会（Women's Action Society、以下、「WAS」という）を組織しており、郡レベルで 1 万 3,294 人の女性が WAS に加盟し（2021 年 3 月現在）、女性の教育、健康、経済的自立、ジェンダーに起因する暴力の排除、政治参加のための取り組みの原動力となることが期待されている。しかし、WAS の各組織が十分に機能していないだけでなく、これらの取り組みを実行する WDO の能力も十分とは言い難い。WDO の活動を統括する女性局も、WDO の能力強化のための十分な研修プログラムや、WDO を指導して WAS の活性化と地域女性の地位向上を図るための各種ガイドライン・マニュアルを欠いている。以上の状況を受け、本事業は WAS の活性化に向けた女性局ならびに WDO の能力強化を目指して実施するものである。

なお、対象地域はシンハラ人以外の支援が行き届いていない東部州アンパラ県と、災害影響地域で最も収入が低い県の一つとされるウバ州モナラガラ県の 2 県を予定している。いずれの県も WDO が配置されている。

本詳細計画策定調査は、要請書に基づき、評価 6 項目の視点から事前評価を行い、プロジェクトの方向性やデザインなどの基本計画を策定するとともに、その支援対象地域や対象 WAS の選定方法等を検討・詳細化して、関係

者間の合意形成を行うものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の調査団員が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2022年8月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握するとともに、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題を確認する。
- ② 文献調査を通じて、スリランカにおける女性や少女の社会・経済状況や、紛争や自然災害、Covid-19による影響を把握する。
- ③ スリランカ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に相手先に送付が可能なスケジュールにてJICAに提出すること。
- ④ 他の団員と協力し、必要な訪問先を取り纏める。
- ⑤ 他の団員と協力し、プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案（和文・英文）、PO(Plan of Operations)案（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文）を作成する。
- ⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地派遣期間（2022年8月上旬～9月上旬）

- ① JICAスリランカ事務所等との打合せに参加する。
- ② スリランカ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - (a) 対象州における女性や少女の現状と課題
 - ・スリランカにおける女性の経済的・社会的現状と課題（労働参加、経

済状況、暴力被害等)

- ・スリランカの災害（気候変動影響含む）・紛争影響地域における女性や少女の現状と課題

- ・COVID-19による女性や少女たちへの影響

- ・政治経済の混乱による女性や少女たちへの影響

(b) 中央のジェンダー主流化政策・戦略及び行政組織の現状と課題

- ・SMWCDのジェンダー主流化政策・戦略

- ・SMWCDの組織体制、プログラム・事業実施状況、課題

Gender Based Violence(以下「GBV」という)の撤廃や、女性の経済的エンパワメントに向けた取り組みや女性のSmall and Medium Enterprises(以下「SMEs」という)支援プログラム、他省庁による関連プログラムの内容含む

- ・女性局の人員、予算、役割、業務、実施活動、権限（WDOの位置づけと役割、取り組みの現状と課題分析含む）

- ・その他、農村女性のエンパワメントや女性の経済的自立に関連する部局の人員、予算、事業実施状況、課題

- ・その他、関連する省庁、ドナー、NGOの活動

(c) 州や県・郡レベルにおけるジェンダー主流化の実施体制並びに現状と課題

- ・州や県・郡レベルにおける行政構造とジェンダー主流化の実施体制（関連する組織、人員、予算、役割、業務、権限）

- ・ジェンダー主流化に向けた活動や取り組みの現状と課題

- ・関連ドナー、NGOの活動

(d) WASや他の女性ネットワークの位置づけや活動の状況

- ・地域におけるWASの位置づけ（他の組織や各種開発委員会、住民等との関係、法的ステータス、役割、権限、予算規模や予算獲得の仕組み）

- ・組織の現状と課題（組織体制、メンバー、活動内容、これまでに受けた支援や研修、課題等）

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions））を他の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

- ⑦ 現地調査結果をJICAスリランカ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2022年9月上旬～中旬)

- ① 帰国報告会にて調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6項目の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)取りまとめるとともに、他の団員が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022年9月14日(水)までに提出。

次の①～②を電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月)」の「Ⅸ. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒コロンボ⇒日本を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の在外事業強化費については、JICA スリランカ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する可能性があります。(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

- ・現地車両備上費、通訳備上費

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（３）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

・現地業務期間は 2022 年 8 月上旬～9 月上旬を予定しており、他の団員は 8 月下旬～9 月上旬で現地業務にあたることを想定していますが、変更の可能性もあります。また、新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては現地業務を国内業務に振り替えて日本からの遠隔調査にする可能性もあります。

・ワクチン接種完了者（2 回接種のワクチンまたは推奨される組み合わせでのワクチンの場合は 2 回の接種、1 回接種のワクチン（例：ヤンセンワクチン）の場合は 1 回の接種）については入国時の隔離は撤廃されています。ワクチン接種完了者は、渡航時に必ずワクチン接種記録（英語表記、日本語の場合はオリジナルと英訳）を携行ください（様式不問）。

・また、ワクチン未接種者は出発前 72 時間以内の PCR 検査又は出発前 48 時間以内の抗原検査の陰性証明（英語）を携行することで隔離が不要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりとなる予定です。

- ア) 総括（JICA）
- イ) ジェンダー（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 協力企画 2（JICA）
- オ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA スリランカ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は

以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（他の団員と重なる調査期間については、同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：英語⇄タミル語及びシンハラ語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室室（赤塚）（Akatsuka.Makiko@jica.go.jp）にて配布します（2 点目の専門家活動報告は JICA 図書館のウェブサイトから参照ください）。

- ・スリランカ政府からの要請書

- ・[スリランカ国紛争・災害影響地域における貧困女性のエンパワメント推進アドバイザー専門家活動報告](#)

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

- イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況に

については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上